

令和3年度 第6回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年9月6日 月曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	3番	吉岩 一三	4番	藤松 美潮
5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三	8番	倉永 信裕

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 33号	農地法第3条の申請について
議案第 34号	農地法第5条の申請について
議案第 35号	非農地証明願いについて
議案第 36号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 37号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 5号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用賃借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和3年度第6回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時33分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第33号から議案第37号までの5議案13件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いいたします。
議長	まず、はじめに「議案第33号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	農業委員会事務局の です。よろしくお願いいたします。 「議案第33号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、 、 、 歳。申請の土地になります。大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、計 aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番につきましては、 農業委員より説明願います。
 委員	8月16日に事務局職員と 農地委員と現地確認を行ってきました。場所は の交差点から へ入り、そこから約3km進んだ の手前に申請のあった田と畑があります。譲受人の さんは、これまでこの土地を借りて耕作しておりました。ご審議よろしくようお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明をお願いします。
事務局	譲渡人は、相続で農地を取得しましたが管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、 さんの所有農地は、これ以外にありません。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第33号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。

議長	お諮りいたします。「議案第33号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第33号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第34号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>「議案第34号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、計■■筆の■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在家族■■人でアパート暮らしだが、子どもの成長に伴い手狭になった為、実家近隣の申請地に住宅を建築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	先日、■■■■農地委員と現地確認を行いました。場所は、位置図の3ページ、■■■■の前の農地です。親から子どもへの譲渡ですので、問題はないと思います。ご検討ください。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者の■■■■さんと転用者の■■■■さんは親子です。■■■■さんの職業は■■■■で、現在は杵築市内のアパートに家族■■人で暮らしています。転用の目的は、子どもの成長に伴いアパートが手狭になったため、実家近隣の申請地に住宅を建築し居住することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便もよいこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■、東側は■■■■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■■筆■■■m²に、1階床面積■■■■m²、約■■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに、北側市道側溝へ接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考</p>

	えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■m ² 、計■■■■筆の■■■■m ² 。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在家族■■■■人でアパート暮らしだが、子どもの成長に伴い手狭になった為、申請地に住宅を建築したい。こちらは第1種農地で、一部追認案件です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	8月18日に、■■■■農地委員と事務局職員と私で現地を確認しました。場所は■■■■から直線距離で南西へ約900m、■■■■を右折して、■■■■方向へ200mほど進み、住宅街を左折して100m進んだ右手側です。 転用者は■■■■さん、■■■■歳。現在、杵築市内のアパートに家族■■■■人で暮らしていますが、子どもの成長に伴い、申請地に住宅を建てたいということです。 以上、よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、現在は杵築市内のアパートに家族■■■■人で暮らしています。転用の目的は、子どもの成長に伴いアパートが手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。 なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成8年に転用許可を得ることなくアパート建築の際の残土を埋めているとともに桜の木を植えているためです。このことにつきましては、申請者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。申請地は、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外の集落接続に当たり、転用許可ができる農地になります。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。 次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■、東側は■■■■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 新築計画につきましては、申請地■■■■筆■■■■m ² に、1階床面積■■■■m ² 、約■■■■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。 排水計画につきましては、雨水は北側市道側溝へ、宅内排水は北側公共下水道へ接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資見込証明願が添付されています。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。

議長	只今、「議案第34号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員さんによる説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第34号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第34号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第35号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書3ページをごらんください。</p> <p>「議案第35号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■m²です。申請地の状況は宅地と水路です。転用または耕作放棄された理由は、■■■■と■■■■は、昭和52年に住宅3棟を建て、そのうち1棟は現在取り壊しています。■■■■と■■■■は、住宅建設時に排水路を設置したということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	<p>8月18日に、■■■■農地委員と確認に行きました。場所は、■■■■の信号と■■■■の入り口の中間点にあります。昭和52年に住宅を建てて水路を設置したそうです。これから農地として利用することは不可能ということで、今回の申請となりました。</p> <p>以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>現地を8月18日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は平成■■年に相続により申請者が取得しています。昭和■■年に申請者の父が売買により申請地を取得し、その後、昭和■■年に住宅を建て水路を設置してしまったそうです。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。</p> <p>今後の予定についてですが、売却先が見つかれば売却したい意向のようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第35号」「非農地証明願いについて」、事務局及び地区担当委員さんによる説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第35号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第36号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>「議案第36号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。設定期間は[]年新規で借人の経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>議案書5ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>続いて、議案書6ページをごらんください。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²。</p> <p>公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸し付けは、合計[]筆の[]m²です。貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸、利用権設定面積は全部で[]m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第36号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第36号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第36号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。

議長	次に、「議案第37号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>「議案第37号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇、借受人、■■■■、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■筆、■■■■m²です。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■筆、■■■■m²です。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳、■■■■、■■■■区、■■■■歳。対象農地は、杵築市■■■■筆、■■■■m²です。</p> <p>次の8ページから10ページまでが先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号1番から番号8番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を、農地中間管理機構から7ページの方に貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第37号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第37号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第37号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第5号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>「報告第5号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、■■■■、申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²です。理由といたしましては貸人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和3年度第6回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(9時57分：終了)